

はじめに  
お読み  
ください!

# 裁判员候補者名簿に 登録された方々へ



裁判员制度

- 今回のお知らせは、あなたが令和2年の裁判员候補者名簿に登録され、今後、**裁判员に選ばれる可能性**があることを、あらかじめお伝えするものです。
- 現段階では、名簿に登録されただけです。**すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。**
  - ・裁判所にお越しいただくことになった場合には、改めてご連絡いたします。
  - ・その場合、**令和2年2月ころから令和3年2月ころまでの間に**、裁判所にお越しいただくこととなります。

1

同封の「裁判员候補者名簿への記載のお知らせ」をお読みください。

→ 2ページに同封した書類等のリストがあります。



2

同封の「調査票」で辞退のご希望などをお尋ねします。

→ くわしくは、3ページをご覧ください。



3

ご不明な点などありましたら、コールセンターにお問い合わせください。

→ 4ページに電話番号・受付時間等が記載してあります。

裁判员制度について、くわしくお知りになりたい方は、同封の小冊子「よくわかる！  
裁判员制度Q&A」をご覧ください。

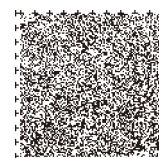


4

裁判员候補者名簿に登録されたことを公にしないでください。

裁判员候補者のプライバシーや生活の平穏を守るため、裁判员候補者名簿に登録されたことを公にすることは法律上禁止されています。「公にする」とは、インターネット等で公表するなど、不特定多数の人が知ることのできる状態にすることをいいます。なお、家族や上司に話すことは問題ありません。

裁判员制度は、法律の専門家ではない国民の皆様に参加していただくことに意義のある制度です。裁判员制度について、ご理解とご協力をお願いします。



(音声コードです)